

平成31年度予算編成方針

平成30年11月5日

安芸太田町

目次

■ はじめに	1
■ 本町の財政状況と今後の見通し	2
■ 予算編成にあたっての基本方針	2
■ 予算編成日程	5
■ 要求基準	6
■ 特別会計及び企業会計に係る留意事項	6
■ 予算要求に際しての留意点（歳入・歳出項目）	9
【参考】平成29年度決算監査における監査委員の指摘事項（抜粋）	12
【参考】平成29年度決算審査特別委員会における委員長の指摘事項（抜粋）	13

■ はじめに

日本経済の現状は、内閣府が公表した9月の月例経済報告にも示されているとおり、景気は緩やかに回復しているとし、先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される一方、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、金融資本市場の変動に留意する必要があるとされています。また、相次ぐ自然災害が経済に与える影響についても十分留意するよう指摘しています。

こうした中、国の平成31年度予算は、本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」で示された「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底的に排除し、予算の重点化を図るとしています。

また、先頃発足した第4次安倍改造内閣では、引き続き「人づくり革命」・「生産性革命」を強力に推し進めるとし、教育無償化など子育て支援の強化を中心とした2兆円規模の政策パッケージを年内に提示する方針が示されました。

地方施策関連では、「持続可能な地域づくりの組織整備の支援」や「地域を支えるICT人材の育成」、「地域資源を活かした雇用創出と消費拡大の推進」、「大規模災害に対応した地域防災力の整備」等の事業予算が概算要求に盛り込まれています。

加えて、平成30年度補正予算では、度重なる自然災害の復旧・復興に向け、総額9,400億円が措置され、このうち5,000億円の財源が西日本豪雨災害の被災地支援に投下される予定となっています。

本町においては、平成30年度の主要施策に「人づくり」関連の事業を位置付け、小中学校を対象としたICT教育プログラムの導入や加計高生徒寮の改修、就学前保育・教育のあり方検討等の取組みを通じて、子育て環境の整備や次代を担う若者の育成を進めてきました。

また、地域共生社会の構築も大きな施策テーマに掲げ、地方の更なる過疎高齢化に対応した地域づくりを実現するため、生涯活躍まちづくり事業や地域拠点施設の整備を進め、住民満足度の引き上げを図るとともに、地域の魅力を町外に発信するための環境づくりに取り組んでいるところです。

平成31年度は引き続き、これらの事業を重点施策に据えて、国と方向性を一にして持続可能な町づくりを進め、定住人口の維持・拡大を確実なものとするとともに、経済の好循環を促す施策を展開することで、地域の活性化を図りたい考えです。

加えて、近年多発する豪雨災害や大規模地震等の自然災害から住民の生命財産を守ることが行政の重要な責務となっていることから、更なる防災・減災対策の強化に取り組む予定です。

本年7月に発生した西日本豪雨災害では、本町は県下の自治体で唯一甚大な被害を免れましたが、こうした状況に安住せず、住民が安心して暮らせる町づくりの構築を目指します。

また、次年度は、第二次長期総合計画の前半の取組を総括する年であり、多くの施策で成果の結実が求められる重要な通過点でもあります。このことを職員が十分認識した上で、各施策を計画に沿って着実に実行し、行政評価指標の達成に向けて一丸となって取り組むこととします。

■ 本町の財政状況と今後の見通し

本町の平成 29 年度決算数値における財政指標は、将来負担比率が 75.0%から 69.1%に好転しているものの、実質公債費比率は前年度から 0.2 ポイント悪化して 9.5%に、経常収支比率も 90.7%から 96.5%と上昇し大幅に悪化する結果となりました。

また、実質収支も旧山県郡西部衛生組合の精算処理に伴う臨時収入金を除くと、実際は赤字決算であり、財政調整基金への多額の積み増しが通例化していた近年の状況から一転し、町財政が厳しい局面に置かれている姿が顕在化しました。

背景には、人口減少に比例して町税収入が右肩下がり減少していること、また、町村合併から一定年数が経過して地方交付税の合併算定替の段階的縮減が進み、歳出予算規模に見合うだけの歳入財源の確保が困難となりつつある等の財政事情があり、こうした傾向は今後も続くと思込まれます。

本町の財政調整基金の残高は、平成 30 年度当初時点で 31 億円弱ありますが、このうち 5 億円程度を本年度中に取り崩す計画であり、また平成 31 年度も前年度からの繰越金が見込めないことに加えて、更なる交付税の縮減や町債返済の負担増により一層厳しい財政運営が避けられない見通しです。

このまま、実質的な歳出予算と歳入予算との乖離が縮まらなければ、数年先には極端な緊縮財政を余儀なくされる事態となります。

そのため、引き続き第二次行財政改革の取組みを推進するとともに、予算編成に先駆けて実施した財政事情ヒアリングで指摘した財政課題の解消に各所属が迅速に取り組むことを通じて、事業の重点化と事務コストの縮減を進め、持続可能な町財政の実現を目指します。

■ 予算編成にあたっての基本方針

平成 31 年度の予算編成では、長期財政推計を踏まえた財政運営方針に基づき、未来まで長く持続可能な財政運営に向けて歳入確保を徹底するとともに、前例にとらわれることなく事業の見直しを進め、限られた財源を最大限有効に活用することにより長期総合計画や総合戦略に基づく諸施策を積極的に推進することとし、次の考え方を基本に予算編成を行います。

1 第 2 次長期総合計画後期基本計画を意識した施策の再構築

平成 31 年度は、平成 27 年度からスタートしている第 2 次長期総合計画の前期基本計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の最終年度です。計画・戦略が実施されたことにより、住民生活に与えられた具体的な成果を客観的に評価しながら、結実への取り組みを進める必要があります。

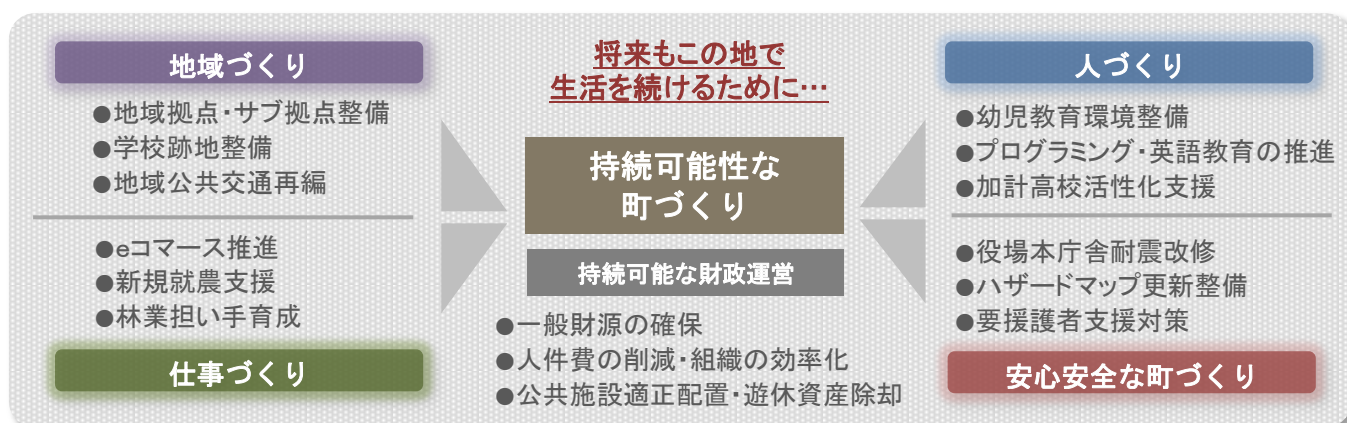
また、短期・中期的な視点で将来の町の姿を想定し、各施策の「目的（領域、目標）」に、ズレ、ギャップ等が生じていないか。また、新たな課題や目標の設定の必要性はないかを検討し、平成 31 年度に実施すべき施策を戦略的に進める必要があります。

平成 31 年度に進める第 2 次長期総合計画後期基本計画の策定に向けて、平成 31 年度予算編成はその準備段階であることを意識してください。

第2次長期総合計画に掲げる目標人口については、目標年から逆算した現時点の目標人口と実数には差があるものの、施策展開によっては、少しずつ目標に迫る可能性があり、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標に沿った各施策の結実に向けた取り組みを進めます。

《 まち・ひと・しごと創生総合戦略基本目標 》

基本目標 1	定住促進と人材確保・育成によるまちづくり基盤強化 (「移住・定住の促進」「加計高校活性化支援」「農林業担い手育成」)
基本目標 2	都市部等との‘商い’の活発化と町内産業間連携の推進 (「地域商社事業の推進」「農林水産、商工業、観光産業の支援」)
基本目標 3	各世代にとっての暮らしやすさの向上 (「児童教育環境整備」「義務教育の充実」「生涯活躍のまち形成(拠点整備)」)
基本目標 4	コミュニティの活力向上 (「地域コミュニティ再構築」「要援護者支援対策」)



2 行財政改革の更なる推進

本町は地方交付税の一本算定化を2年後に控え、一層の歳出抑制を迫られている状況です。基準財政需要額と実際の行政運営コストの差額を縮める努力を怠れば、単年度赤字で留保資金を食い潰し、最終的には累積する負債で行政運営が立ち行かなくなります。

こうした状況を職員個々が十分認識し、将来においても安定的に行政サービスを提供できるよう、歳出の大胆な見直しを図り、限られた財源を有効に活用した予算原案の作成に努めること。

また、予算要求にあたっては、長期財政運営方針に掲げる取組目標や財政事情ヒアリングで意見交換した内容を踏まえ、財政課題の迅速な解消を図り、本質的な予算削減に繋げること。

特に、成果の乏しいソフト事業の廃止、遊休資産の除却（賃借用地の返還を含む）、人件費の削減等を計画的に進めること。

長期財政推計を踏まえた今後の財政運営方針

- 歳入予算に見合った事業規模となるよう、安芸太田町第二次行財政改革大綱に従い、行政コストの削減を進める。
- 経常経費を圧縮し、財政構造の最適化を図り、人口減少社会に対応できるミニマムな組織づくりを目指す。
- 起債の償還が一段落するまで大規模投資を抑制し、財政リスクの回避に努める。
- 真に必要な事業には投資をためらわないが、既存事業のスクラップにより事業費を捻出することを基本とする。

■ 持続可能な財政運営の推進（本質的な歳入確保・歳出予算削減に向けた重点取組）

- ・ 一般財源の確保（住民の所得水準向上に資する施策展開〔町税収入の増収に向けた取組〕、ふるさと納税の推進）
- ・ 人件費の削減（会計年度任用職員制度導入・定年延長等を見据えた定員管理の適正化、時間外勤務の縮減）
- ・ 組織の効率化（支所機能見直し、公共サービス拠点集約化）
- ・ 遊休資産（公共施設等）の除却、賃借用地の返還（賃借料の適正化）
- ・ 効果検証を踏まえた各種ソフト事業の再編

3 事業の選択と集中、新規事業の提案

従来からの施策を惰性で続けるのではなく、内容のブラッシュアップを図るとともに、事業効果の乏しい取組については思い切って打ち切りを検討するなど、事業の選択と集中を進めること。

特に事業成果が見込まれる施策提案があれば前向きに予算の割り当てを検討するので、今後の事業展開の見通しや成果目標について説明できるよう、事前の準備を進めること。

他の自治体の優良事例を参考に、町の発展に資する効果的な事業を意欲的に提案すること。

4 財源確保に係る情報収集の徹底

関係官庁の施策動向や民間による助成金制度等を十分研究し、事業に適した特定財源の確保に努めること。起債についても過去の事例等を参考として充当の可能性を積極的に模索すること。

5 消費税増税に対する措置

来年10月に消費税率が引き上げられる見込みであることから、今後の動向に注視し、増税に伴う影響額を遺漏なく要求額に反映すること。

6 要求額の精度の向上

金額や計上漏れのチェックだけでなく、予算費目にも目を配り、補正や流用の縮減を図ること。

また、前年度予算のコピーではなく、ゼロベースで事業の見直しに取り組むとともに、事業ニーズを予め関係先に照会するなどして、年度末の不要額の発生を抑制すること。

7 外部委託の範囲の精査・価格競争の徹底

年次計画の更新等については、全てを外部機関に委ねるのではなく、自前で作成することを基本に、必要最小限の範囲（アンケートの収集や高い専門性が求められる分析作業等）に極力限定するとともに、参考見積を徴する際は、複数者に依頼することで、経費の縮減と契約事務の透明性を図ること。

8 役割分担の明確化と成果指標の共有

関係機関が各々に果たす役割を十分に検討し、責任分野と負担区分の明確化を図ること。

また、外郭組織や指定管理先団体については、パフォーマンスを存分に引き出すとともに、緊密な連携を図り、町政と一体となって成果指標を設定し、目標の達成にあたること。

9 後年度財政負担の軽減

持続可能な財政基盤を確立し、健全で安定した財政運営を行っていくため、投資的経費を抑制し、町債発行額の縮減を図ること。

また、公共施設の老朽化に伴う維持改修に要する費用の増大は、今後の行財政運営における重大な課題であることから、役割を終えた町有財産の除却を積極的に進めるとともに、予防保全による長寿命化を図り、施設のライフサイクルコストの縮減に努めること。

10 議会、監査等の指摘への対応等

議会の審議や監査等を通じてこれまでに指摘を受けた事項については、問題を解消するための措置を予算要求に反映する等の確に対応すること。

■ 予算編成日程

(1) 平成31年度当初予算編成の日程は次のとおりとする。

日 程	内 容
11月5日(月)	課長会議「予算編成方針」発表
11月6日(火)～11月16日(金)	新規・主要事業調書類の提出期限
11月19日(月)～12月6日(木)	新規・主要事業等のヒアリング期間 (財政担当・企画課)
12月7日(金)～12月21日(金)	新年度当初予算要求書財務会計システム入力期間
12月25日(火)～1月4日(金)	財政とりまとめ処理 査定資料作成
1月7日(月)～1月22日(火)	総務課長・財政担当ヒアリング期間
1月23日(水)～1月25日(金)	総務課長・財政ヒアリング集計処理
1月28日(月)～2月1日(金)	副町長査定期間
2月4日(月)～2月8日(金)	査定内々示書の通知・副町長査定集計処理
2月12日(火)～2月15日(金)	町長査定期間
2月18日(月)～2月22日(金)	査定内示書の通知・各種予算議案の作成

(2) 並行する平成30年度補正予算編成の日程は次のとおりとする。

日 程	内 容
10月23日(火)～11月2日(金)	12月補正予算要求書財務会計システム入力期間
11月5日(月)～11月15日(木)	12月補正予算ヒアリング期間
～1月31日(木)	3月補正予算要求書財務会計入力期間
2月4日(月)～2月8日(金)	3月補正予算ヒアリング期限

■ 要求基準

要求区分	内 容	要求基準額
① 第二次長期総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略関係施策	○ 年度計画に基づき実施する事業	計画額 ※企画課と調整のこと
② 老朽公共施設保全活用経費	○ 公共施設の安心と安全の確保を図る観点から、改修計画を策定したもののうち新年度執行が緊急性かつ効果の高い修繕改修であると町長が認めたもの	補助事業は年度計画の明示額
	○ 計画化されていない維持修繕費は新年度では抑制する	0円ベース
③ 義務的経費	○ 人件費(報酬含む)に係る経費(新規事業は除く。) ○ 公債費に係る経費 ○ 扶助費(20節及び措置委託料のうち法定扶助に限る。)に係る経費 ※但し過大とならないように ○ 法定等による義務的な繰出金に係る経費(人件費、公債費及び基準内繰出に限るため詳細資料の作成が必要。) ○ 継続費、債務負担行為、長期継続契約に基づく経費 ○ 平成31年度中に執行が見込まれる選挙に係る経費	※所要見込額
④ 法的義務負担経費	○ 法令等に基づく義務経費 ○ 国の法令等により支出が義務づけられた経費	H29決算額、H30決算見込額を踏まえた所要見込額
⑤ 投資的経費	○ 普通建設事業費は年度計画に予定されていたものに限る ※ 起債計画や財政推計に事前に反映してあること	計画額のみ
⑥ 各課主要事業及びルーティン事業経費	上記要求区分1～5以外の経費で、各部署の効果的かつ戦略的な事業の執行に係る経費 ※ 事前ヒアリングで見直しを言い渡された事業は必要な対応を行い予算要求に反映させること。 ※ 消費税増税及び新元号対応に伴う経費の積み増しは査定において最大限考慮するものとする。	前年度一般財源の95%に特定財源を加えた額の範囲内

■ 特別会計及び企業会計に係る留意事項

特別会計及び企業会計については、一般会計の編成方針に準ずることとするが、それぞれの設置目的に沿って事業を推進し、合理的、効率的、自律的な運営が求められている。

特に一般会計からの「繰出金」については、地方交付税の減額等により一般会計が厳しい財政事情になることから、ルール分であっても満額繰り出すことができない状況のため、一般会計繰出金に依存しない財政運営を行い、一層の経費節減、効率化に努め、独立採算の原則を堅持すること。

＜ 国民健康保険事業特別会計 ＞

将来負担の軽減を図るため、県と連携の下、安定した保険税収入の確保と医療費抑制に努めること。

＜ 後期高齢者医療事業特別会計 ＞

国・県の動向に注視して、本年度実績を精査した予算計上をすること。

＜ 介護保険事業特別会計 ＞

社会的資源、内的資源を含めた介護予防事業の充実、要介護認定の平準化に取り組むなど、介護給付の適正化に努めること。

また、介護保険料の高額滞納者が増加しているため、徴収体制を強化し、収納率の向上を図ること。

＜ 介護サービス事業特別会計 ＞

受給者のニーズを的確に把握するとともに、現行サービスの有用性を検証し、本町の実態に即した事業体制を構築すること。

新規事業を展開する際は、費用対効果のバランスに十分留意すること。

＜ 簡易水道事業特別会計 ＞

給水設備の維持管理費の削減や長寿命化対策を進めるとともに、水道料金の改定に向けて具体の検討を進めること。

また、県下で進む水道事業の広域化の動きを注視し、簡水事業における連携のあり方を模索すること。

＜ 農業集落排水事業特別会計 ＞

公営企業経営アドバイザーの助言を踏まえ、事業運営の合理化を図ること。

特環事業との統合の可能性等についても踏み込んで議論すること。

＜ 特定環境保全公共下水道事業特別会計 ＞

横川特環の今後の整理に向けて、あらゆる選択肢を排除せず検討を進めること。

設備の維持・修繕費が過大となっているため、業務発注方法を工夫する等、予算の縮減に努めること。

＜ 筒賀財産区特別会計及び戸河内町内黒山財産区一般会計 ＞

財産区管理会や議会との協議を基に、効果的な育林や間伐・保育基盤整備の方策を検討し、町の基幹産業として再興できるよう努力すること。

森林環境税の財源を活かした新規事業との連携も含め将来ビジョンを描くこと。

＜ 病院事業会計 ＞

1 病院事業を取巻く環境と今後の見通し

病院事業では、平成 29 年度決算においては 2 期ぶりの赤字決算となり、新年度も厳しい経営を強いられることが予測される。

公立病院の役割は、救急医療及び感染症等発生時の医療など、民間医療機関による提供が必ずしも十分でない政策的な医療を提供することにある。病院を取り巻く状況は厳しいものがあるが、今後も継続して公立病院としての役割を果たしていくため、自立した経営を目指し、平成 29 年 3 月に策定した「安芸太田町病院事業新経営改革プラン」に基づき、限られた医療資源を効率的に活用して医療の提供を行う必要がある。

2 基本的な考え方

このような状況において、病院事業が将来にわたって町民に信頼され、安心安全な医療を提供していくためには、より一層健全な病院経営を目指していく必要がある。

したがって、予算編成に当たっては、2025 年問題、消費税率引き上げ及び働き方改革等による情報を注視しつつ、各職員が病院事業に置かれている現状を再度認識し、合理性を発揮するため、各診療科等が連携し、収益の確保はもちろんのこと、経費の削減、各業務の整理や効率化を図り予算編成を進めること。

特に病院と診療所が連携し、経営の効率化を図ることを重点課題として予算編成に取り組むものとする。

3 個別事項

(1) 消費税率引上げに伴う対応

消費税率については、平成 31 年 10 月に 10% への引上げが予定されている。消費税率は、一部特例を除き、引渡しの時点の税率で支出することになることから、予算要求に当たっては十分注意すること。

(2) 収益的収入及び支出

病院事業収益の中心である入院収益及び外来収益は各診療科別に医師の意向を踏まえ、また、目標を設定し、組織目標として積算すること。

支出については、収益が見込まれるかどうか精査し、30 年度決算見込み等を十分に検討した上で、最少の経費で最大の効果が発揮できるように積算すること。

(3) 資本的収入及び支出

地域医療を確保するために必要な設備整備を行うこと。

■ 予算要求に際しての留意点（歳入・歳出細目）

（１）歳入に関する事項

歳入の見積りにあたっては、経済の状況、国・県の制度改正及び新たな経済対策を含む補助金・交付金の動向、前年度実績、法令等を十分検討の上、積極的に財源の確保を図ること。

さらに町有財産の有効活用や売却処理など、新たな財源の確保に努めるとともに、少額であっても遺漏なく計上すること。また、負担の公平性の観点から債権確保に努め、さらなる収納率の向上に向け、なお一層の取り組みを強化すること。

科 目	予算要求上の留意点
① 町 税	30年度の決算見込みを元に積算し、経済・景気動向を見極めて、税制改正等に注視し、予算割れすることがないように、确实と見込まれる収入を見積もること。 なお町税は、歳入の重要な財源であり、その収入状況は行財政運営に多大な影響を及ぼすことから、個人所得の状況、企業実績、制度改正等の動向を勘案し、的確な収入見込み額を計上すること。
② 使用料・手数料	町内の公平性を精査しつつ、消費税率改正が影響する場合の料金改定を具体的な視野に入れた見直しと、徴収率の向上を図ること。資料作成に当たっては、近隣市町や国県の動向を掌握し、比較対比できる資料を作成すること。（特別会計を含む）
③ 分担金・負担金	事業の性格、実施規模及び受益の程度等を十分に検証し、適正な費用負担を原則とし、确实な見込み額を計上すること。他市町の実態等も調査すること。
④ 国・県支出金	各種法令や制度改正など、補助対象事業の新採択要件に注視して可能な限り補助財源の確保に積極的に努めること。 補助事業ということで安易に対応することなく、後年度の一般財源負担にも留意するとともに必要性や事業効果等について十分に検討すること。
⑤ 交付税・譲与税 各種交付金	国が定める地方財政計画やその動向を十分精査・検討の上、不足額が生じないように適切に見込むこと。特に消費増税の影響額について、的確に把握すること。
⑥ 町 債	引き続き臨時財政対策債を含めた地方債総額を公債費以下とすることを目標に、地方債残高の抑制に努める。 事業費要求に当たっては、地方債の発行が可能かどうか必ず検証を行うとともに、過疎計画等確認し、未計上の場合は企画課と調整の上、過疎計画変更議決を当初予算と並行して行うこと。
⑦ 財 産 収 入	財産収入については、現況を的確に把握し、財源の確保に努めること。 特に遊休資産の処分については財政健全化の取り組み事項と考え、加えて有効活用について幅広く検討すること。
⑧ 基 金 繰 入 金	財政調整基金については、原則繰入を行わないことを基本とするが、新規事業の国県補助金・適債性を整理する中で必要な場合は、特定目的基金と併せて、総務課財政担当と協議して充当すること。
⑨ その他諸収入	ふるさと納税の推進・広告や看板収入等の募集などを、各部署においても推進や導入し、漏れなく計上すること。また、内容を再確認し、年度途中で科目を追加して収入処理をしているものは当初予算に必ず計上すること。諸収入については、制度改正、使用状況、実績、金利の動向等を勘案し、金額の多少にかかわらず的確な積算に努め、広告収入など創意工夫での財源の確保を図り、増収に努めること。また、延滞金の徴収実態と法令根拠を整理し、公平性に留意すること。

(2) 歳出に関する事項

歳入に見合った歳出が予算の基本であるという認識のもと、各種施策の優先順位についての厳しい選択を行い、後年度に負担を強いることのないよう、歳出の抑制に努めること。

先例にとらわれることなく、事業の廃止・縮小を含めた見直しを積極的に進めること。

(ア) 要求基準

- ① 地方交付税減収分に相応するため、要求基準を順守
- ② 「長期総合計画・ひとまちごと総合戦略」の関連事業は、計画目標とセットで予算化すること。

科目	予算要求上の留意点
① 人件費	非常勤特別職については、平成 31 年度予算編成時に業務内容等精査して要求すること。人事院勧告と採用計画を反映すると共に行政コストという意識をもって計上すること。
② 普通建設事業費	長期総合計画における主要事業・新規事業調書の提出を必須とする。また、施設の修繕、建築工事については、公共施設等総合管理計画との調整などを財政担当と協議すること。併せて継続事業は後年度事業計画も明示し、事前の協議と具体的な諸計画(規模の根拠・収支計画・財源内訳・住民ニーズ等)を添付すること。故に非計画的な要求はゼロ査定とする。※建物や機械設備の大修繕、改築等 130 万円以上は、「工事請負費」へ計上すること
③ 物件費	<p>■ <u>総額で今年度当初予算額比「3%減」とすること。</u> <u>但し、消費税引き上げや新元号対応に伴う増額要素はこれに含めないものとする。</u></p>
賃金	臨時職員の賃金については、総務課と事前協議のうえで要求すること。
報償費	謝礼、記念品、参加賞等については、その意義や目的に照らして形骸化しているものや職員が講師対応できるものは、全てゼロ査定とする。
旅費	必要最小限の日程・人数にとどめ、極力節減に努めること。実務研修等については、職員資質の向上、スキルアップ効果を具現化すること。効果的な県外出張は認めることとするが、当初計画を必ず明示すること。有料道路通行料(E T C 料金)については片道利用を前提として計上すること。
需用費	<p>「消耗品費」については、前年度比で最大限の抑制を図る要求とすること。</p> <p>「燃料費、光熱水費」は、決算数値の精査と、消費増税を考慮した節減に努めること。</p> <p>「食糧費」は、講師等は報償費への転換とし、全て認めない。</p> <p>「印刷製本費」については、重複したり非効率なものは、抜本的な見直しを図り、行政文書も広報誌やカレンダーへの掲載を積極的に活用して抑制を図ること。</p> <p>「修繕料」については、数年間の決算額と対比して、適正額を要求すること。予期しない緊急修繕対応の枠の考え方も、数年間の所要額を精査する中で、積算根拠を示すこと。</p>
委託料	指定管理委託業務の再点検や実績報告、町内民間企業の受注機会の創造や内容・金額共に十分精査し、徹底した見直しを図ること。長期継続契約については消費増税に留意して、契約書にも税額を明示しておくこと。
役務費	通信費は実務的な抑制に努めるとともに、保険料の精査、実績のない手数料等は削減すること。
備品購入費	投資的経費を除き、極力、予算要求は行なわないこと。また年度末に購入するなど、積極的活用がされない実態があるものは、ゼロ査定とする。
使用料及び手数料	事務機器・電話機等の新規リース料は、一括契約でコピー機等の見直しや更新を実施しており、総務課と必ず協議して的確な額を計上すると共に、コピーパフォーマンス料が右肩上がりになっているので、不必要なコピーを避けたり、資料の簡略化やペーパレスを実施すること。遊休地の土地賃貸契約は、時限を定めた非継続の契約に整理しておくこと。

④ 負担金補助及び交付金	平成31年度から補助率の引き下げを予定している事業（イベント補助等）については、交付先との間に認識の齟齬が生じないように、事前の調整を図ること。調整が難航する場合は、財政担当者に指示を仰ぐこと。 新規の補助事業等については、補助金ガイドラインに照らし合わせて交付基準の適合性をチェックすること。
⑤ 扶 助 費	前2年度の決算額及び今年度決算見込額を対比し、過大見積とならないよう的確に要求すること。特に町単独で行う給付については、定住対策・子育て支援の実態や効果を十分に調査・検討し、変更する場合は新規主要事業として前もって提出すること。また国県補助金の翌年度償還金と対比し、過大な枠要求は認めない。
⑥ 償 還 金	決算実績を踏まえ、特に2～3月精算に係るものについては、年度平均額や対象者数の動向と併せて見込額を基金繰入金と共に計上しておくこと。
⑦ 繰 出 金	企業会計においては独立採算性の基本を元に、基準外繰入分は精査の上で要求すること。
⑧ 公 債 費	起債管理システムを基に、元金及び利子の計算を行い計上すること。
⑨ 予 備 費	2,000万円とする。特別会計において突発的修繕費を計上する場合においては、基金繰入金とセットで予備費枠を増額しても差し支えない。

(イ) 歳出共通事項

- ① 法令に基づく事業は法令の根拠を明確にすること。
- ② 算出根拠のない要求（一式〇〇万円等）は認めない。
- ③ 財源内容を明確にすること。混在する場合は、財務会計の予算要求項目毎の文頭に【国補助】【県補助】【単町】など、明確に記載しておくこと。
- ④ 当初予算の要求漏れによる補正や流用が増加傾向にあることから、過去の流用調書も精査して、予算漏れがないように留意すること。
- ⑤ 外部団体等に関連する予算要求についても、本町の予算編成方針を徹底すること。
- ⑥ 継続事業において、決算審査や指摘のあった事業は、見直しに係る詳細な改善計画を提示すること。改善が見られない場合は、スクラップ事業扱いとする。

(ウ) 特別会計に関する事項

特別会計の予算編成に当たっては、「特別会計に係る留意事項」のほか、一般会計の基準と同様に行うものとするが、個々の会計の目的や性格を再度認識し、自己財源の確保を図り、法令上特に定めのあるもの及び繰出し基準に定めるもの等、制度上の繰入金を除き、財源不足を安易に一般会計に求めることなく、事業の徹底した見直しと事業収入の確保に努めること。

なお施設修繕で緊急対応や補正予算化した例のある会計は、予備費の要求額を加算し、かつ財源は特目基金を充当するものとして計上して差し支えない。

(エ) その他

要求額の集計後に減額目標に達しない場合は、別途予算減額を提示する。

【参考】平成 29 年度決算監査における 監査委員の指摘事項（抜粋）

1 町政への信頼回復

平成 29 年度において、災害復旧工事の未竣工事案に関する事務の疎漏が発生している。平成 27 年、28 年に発生した不祥事を受け、再発防止に取り組まれている最中での事案であり、誠に残念至極である。管理者責任、課内情報共有、職員間コミュニケーションの不足と指摘事項は繰り返されており、過去の反省が活かされていないと言わざるを得ない。町民への信頼回復に向けて、職員一丸となり真摯に取り組んでいただきたい。

2 予算流用について

流用については 28 年度の実態に鑑み、昨年度指摘事項として記載したところであるが、29 年度については、大きく減少している。

今後も、当初予算編成時からの精査、事業執行状況の把握、十分な予算管理に努め、適正な予算執行を求める。

3 災害への備え

平成 30 年 7 月、台風 12 号により西日本各地で平成になり最大といわれる豪雨災害に見舞われた。広島県では、死者 100 人以上という甚大な被害となり、今もなお、その復旧作業が続けられている。幸いにも本町での人的被害はなかったものの、全町に避難勧告が発令され、最大時 350 人余りの住民が避難された。近年、過去の経験を超える豪雨災害が全国で頻発しており、各地の例や今回の豪雨の対応を検証し、また、各支所と本庁との連携を密に図り、防災対策を進められたい。

4 公共施設総合管理計画について

平成 29 年 3 月に管理計画が策定されているが、施設の老朽化への対応、旧鉄道資産の除却対応などには財政負担のリスクも大きい。しかし、その中であっても、上下水道などインフラの整備はライフラインを確保する上で最も重要であり、避けられない課題である。財政的な年次計画とともに、効率的な取り組みを求める。

5 収入未済額の整理について

一般会計、特別会計ともに、年々増大する収入未済額について、各課の連携を図り、徴収体制の再構築を行うなど、全庁での改善策に取り組まれたい。

6 病院事業会計について

医療圏の人口減少、高齢化の進展、交通網の課題等により医業収益の飛躍的拡大が困難であり、働き方改革への対応も求められる中、医師・看護師等確保事業、へき地医療拠点病院としての機能充実への取り組みが行われている。

今後も病院事業経営改革プランに基づく経営努力と地域包括ケアシステムの推進に向けての医療資源の連携等、諸課題への積極的な取り組みを図られたい。

【参考】平成29年度決算審査特別委員会における 委員長の指摘事項（抜粋）

1 経常収支比率について

平成29年度は96.5パーセントと高い数値を示した。本町のような人口密度の低い自治体は、住民一人当たりの行政コストは高くつく。事業計画に考えの緩みが出ると、財政の逼迫につながる。義務的経費に関連する事業ほど、ち密な分析で計画していくことを求める。

2 職員の定員計画について

1次、2次計画においての分析・評価は類似団体との比較では、かなりの差である。第3次の取り巻く環境は、将来人口は今後ますます減少し、普通交付税も縮減される。今後において、職員のスキルを十分に活かす職務変更などについての検討の必要性を探ることを望む。

3 まち・ひと・しごと創生事業について

平成29年度は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中間年であり、既存の取り組みを加速化することが求められた年度である。

平成30年1月に設立した「一般社団法人 地域商社あきおおた」、また「生涯活躍のまち」の推進で公益社団法人青年海外協力協会を指定した。設立には慎重を期したが、今後は地域住民、関係事業組織等と連携して「ひと」と「しごと」に視点を当てイノベーションを生み出す組織として期待をしたい。

4 地域支援事業について

地域おこし協力隊員が、任期満了後に新たに事業を掘り起し、挑戦し続ける取り組みはまちづくりに与える影響は大きい。活力を生み出すことへ繋がるとして期待をする。

また、集落支援員の動きは、コミュニティとしての機能が低下している周辺集落においては貴重な情報の提供・収集であり、生活者の安心感に繋がる事業として評価するものである。

5 安芸太田町地域応援ウォーキング事業について

まちづくりのテーマの1つに「健康宣言」を掲げての統一的な事業運びは住民の理解度に加速化を生み出す。今回の取り組みでリストバンド型活動量計でICTを活用して、健康増進効果を検証する取り組みが事業開始となった。これまで以上に、健康という観点での施策が相乗効果を生み出すことに期待をする。

6 公共施設等総合管理計画について

長寿命化に向けてのことであるが、多発的に発生する災害に対し、事業取り組みとしても関連して考えていくことが問われている。住民の安心安全の源であるインフラ整備は税金の無駄遣いだと言っておれなくなってきている。防災、減災としてしっかりと考察し事業対応を求める。

7 ひろしま活力農業経営者育成事業について

平成26年度から始まった「ひろしま活力農業経営者育成事業」は、現在、就農者4名、就業者も14名と順調な事業展開が行われている。農地基盤を持たない若者が、農業経営への意欲で挑戦し、付加価値を生産して、他産業並みの所得を確保していく取り組みは高く評価すべきことである。平成29年10月に設立した「安芸太田町ひろしま活力農業経営者部会」の関係機関としっかりと連携で、経営の安定化と生産者の所得向上の支援体制に期待する。

8 林業について

森林環境税の導入及び森林経営管理法の成立は、あくまで山を整備する法律でしかない。地域の活性化に繋げていくには、需要まで含めた取り組みが求められてくる。問題は本町の体制整備である。専門的担当者が一人もいない状況である。まずはこの課題の解決を求める。

9 教育について

日本全体で、子どもたちの「貧困」が問題となっている。ひとり親家庭では2人に1人に及ぶ。生まれ育った環境や家庭などの格差によって、可能性を閉ざされてしまうことが決してあってはならない。教育支援を始め、放課後の学習をサポート及び就学援助事業など十分な支援が行われるよう求める。

10 国民健康保険事業特別会計について

本町の、国民健康保険被保険者の年齢構成は、60歳以上の被保険者が7割近い状況であり、一人あたりの医療費がかさむ環境にある。増大する給付費を補うため、保健衛生普及事業、特定健康診査事業、特定保健指導事業の取り組みを行っている。更なる検証、効果の深掘りをし、「新しい切り口」等を創造し改善することを求める。

11 介護保険事業特別会計について

人口規模が縮小される本町において、将来を見据えた課題は、介護需要量の減少、設備投資は過剰感が高まり、担い手不足という三重苦で事業所等の厳しい経営のかじ取りが予測される。社会資源等の活用の仕組みづくりに創意工夫を求める。決算数値は、平成29年度サービス受給者数は、ピークだった平成27年度末の673人から608人まで減少した。この間、介護給付費は12億5,400万円から11億6,300万円へと減少している。

12 上下水道事業特別会計について

収入の中心は、住民から徴収する利用料金であり、人口減少は事業収入が減少することを意味する。29年度の町内上水道事業の給水人口は、ピークだった平成23年度末の5,210人から4,567人まで643人減少した。この間、給水収益は9,965万6千円から8,933万円へと減少。給水人口の減少が見込まれる中、水道施設の設備更新等の計画が平成29年度策定され、平成30年度から管路更新等の実施となっている。的確に取り組むことを求める。

13 病院事業特別会計

生活関連サービス提供に中心的役割である町病院については、入院患者数が前年より3,105人の減、収益は6,204万円の大幅な減収、病床稼働率71.1パーセント、また外来患者も1,887人の減で1,682万円の減収である。今後の見通しは、人口要因だけを考えると、医療需要は減少し、設備の供給過剰、人材不足等の現象が出始めている。そのような背景の中、住民に必要な地域医療提供体制を確保するには、業務等の改善、コストの削減を前提とした財政負担が今後の検討課題と言える。

